2014年度池田分会要求・回答概要

１．（１）について

　皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の

努力により築いていくものと考えており、職員の勤務条件に関わる事項については、

誠意をもって、所要の協議を行ってまいりたい。

（２）について

　パワハラ防止、セクハラ防止など職場におけるハラスメント防止については、平成26年度の職場人権研修で取り上げたところであり、今後も、相談体制を含む指針の周知など職員に対する意識啓発の徹底を図るとともに、補佐級以上の管理監督者に対して、職場におけるハラスメントに関する研修の受講を促してまいりたい。

　　　また、今後とも、個人のプライバシーに配慮しつつ、風通しの良い、快適で働きや

すい職場環境づくりに努めていく。

（３）について

 時間外勤務については、サービス残業を防止するため、勤務実績の登録漏れがないか点検するよう、メール等で呼びかけているところであり、今後ともこうした取り組みを継続してまいりたい。

（４）について

過重労働による健康被害が発生しないよう、職員一人一人の事情や状態に配慮した適正な事務分担に努めるとともに、午後8時までの退庁勧奨や定時退庁日の呼びかけなど行っているところであり、今後とも、こうした取組みを通じ、過重労働の解消に努めてまいりたい。

２．（１）について

　消灯については、来所者の安全確保や通常業務の支障とならない範囲で、適切

に実施してまいりたい。

（２）について

　　　空調機器の入替工事に伴い、工事期間中の代替措置としてガス暖房器を各

部屋に設置したところであり、状況に応じ台数を調節していく。

冷暖房の設定温度については、省エネの観点から、府民等が利用される場合を除いて、府の設定温度、夏季２８℃、冬季１９℃としていることころであり、ご理解いただきたい。